

秋田県告示第166号

秋田県自然体験活動センター条例（平成18年秋田県条例第86号）第11条第2項の規定により、次のとおり秋田県自然体験活動センターの利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県自然体験活動センターの利用料金は、平成29年4月1日から適用する。

平成29年3月28日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀井啓一

秋田県自然体験活動センター利用料金

区分		利用料金の額	
研修室		1室1時間につき	540円
多目的ホール		1時間につき	1,080円
宿泊室	小学校児童及び中学校生徒	1人1泊につき	1,940円
	高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	1人1泊につき	2,480円
	一般	1人1泊につき	3,460円
	一般（特別室）	1人1泊につき	3,890円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- 2 この表における「小学校児童及び中学校生徒」及び「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- 3 宿泊室を使用する場合において、小学校就学の始期に達するまでの者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。
- 4 宿泊室（和室に限る。）を秋田県教育委員会が別に定める目的で利用する場合の利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、1室1時間につき210円とする。